

【茨木市 報道提供資料】

令和7年4月1日発表

職員の処分について

- 1 処 分 日 令和7年4月1日
- 2 被処分者 消防署 消防副士長 男性（28歳）
- 3 処分内容 停職（6か月）
- 4 処分理由 令和6年10月13日（日）午前3時18分頃、奈良県天理市内の路上において、酒気を帯びた状態で自家用車を運転中、道路わきの街灯等に衝突する物損事故を起こしたものです。
令和7年2月3日付で、奈良簡易裁判所から道路交通法違反（酒気帯び運転）で、罰金30万円の略式命令を受けました。
[法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止に違反]
- 5 そ の 他 管理監督者3人（消防署長、課長、課長代理）を厳重注意

【消防長のコメント】

今回の不祥事につきましては、皆様の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。教育と指導を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

問合先： 消防本部総務課

消防本部次長

総務課参事

（電話 072-622-6956）